

社会保険各法に関する逐条解説テキスト

弁護士 酒井 廣幸 著

I	国民健康保険法
II	介護保険法
III	高齢者の医療の確保に関する法律
IV	船員保険法
V	児童手当法
VI	確定給付企業年金法
VII	確定拠出年金法
VIII	社会保険労務士法
IX	社会保険審査官及び社会保険審査会法

「〇年出題」とあるのは、社労士試験での出題であることを示したものです。

※ 無断複製は、法律で禁じられています。

I 国民健康保険法

1938（昭和13年）に制定

当初は組合方式で導入され、任意加入の制度とされていた。あまり普及しなかったため、1958（昭和33年）に全面改正され、市町村運営方式を採用することを義務づけ、1961（昭和36年）4月に実施。健康保険のような職域保険ではなく「地域保険」。業務上・業務外関係なく給付を行う。「非勤労者層の傷病」に医療の給付を拡大したという点で注目すべきものである。被扶養者（保険料納付要件はなく、保険給付はあくまでも被保険者に対して行われる）という概念はない（健康保険法1条参照）。保険料が保険税として徴収することとされたのは、納付率を高めるためです。

2015（平成27年）

「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第31号）が成立、公布された。①従前から1700億円の公費投入に加えて、平成30年度から更に毎年1700億円の公費追加投入して財政基盤を強化、②平成30年度からの都道府県が財政責任の運営主体となり、市町村と共同の保険者として位置づけ、③給付費に必要な費用は都道府県が市町村に交付し、制度を安定化。

第1 総論

平成25年の加入者総数は、3466万人です。加入者の分布（平成24年）は次の通り（朝日新聞平成26・4・21）。

高齢者・無職 43%	パート・契約社員 35%	自営業者・農林水産業者 18% *発足当初は自営業者が加入者の70%
------------	--------------	---------------------------------------

加入者の1世帯当たりの年間所得も1995年は約231万円、2012年は142万円と下がり続けている。保険給付として医療給付を行うが、傷病手当金等の金銭給付も行っている。いずれにしても、保険料負担能力の低い者で、かつ、疾病リスクが高い者を保険という仕組みで抱え込んでいる。

平成27年改正により、国保は、都道府県が市町村と共に行う国民健康保険になった。それぞれ役割を分担しながら、保険者として国保事業を運営します。

1条 目的

この法律は、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって**社会保障及び国民保健**の向上に寄与することを目的とする。

2条 保険事故